

報 告 第 6 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月16日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

写

処 分 書

専 決 第 6 号

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年3月31日

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新居浜市国民健康保険条例（昭和35年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条の9中「14万円」を「16万円」に改める。

第12条の5中「12万円」を「14万円」に改める。

第16条第1項第2号中「被保険者（当該世帯主を除く。）」を「被保険者」に、「特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。）」を「特定同一世帯所属者」に改め、同項第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同条第3項中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項中「12万円」を「14万円」に改める。

第26条中「規定により届出」を「規定による届出」に改める。

第27条中「規定による文書その他」を「規定により文書その他の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新居浜市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。